

【漁業施設共済】

共 済 目 的	供用中の養殖施設又は漁具の損壊、滅失、流失又は沈没による損害を補償する。
対 象 漁 業 施 設 (法第126条) (令第19条)	<p>養殖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浮流し式養殖施設（幹縄等の部分に限る特約を付すことが可能） ○はえ縄式養殖施設（幹縄等の部分に限る特約を付すことが可能） ○いかだ（いかだ本体部分に限る特約を付すことが可能） ○網いけす（網いけす本体に限る特約を付すことが可能） <p>漁 具</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定置網（定置網本体及び網地部分に限る特約を付すことが可能） ○まき網（網地部分に限る特約を付すことが可能）
加 入 方 式	任意加入
引 受 方 式	共済目的たる養殖施設又は漁具をその用に供する漁業を営む者（当該養殖施設又は漁具の所有権を有しない使用者を含む）が個々の養殖施設又は漁具ごとに申込みをする単独加入
共 済 責 任 期 間 (法第130条) (規則第74条)	共済目的たる養殖施設又は漁具をその用に供する漁業の漁業時期（周年操業の場合は1年間）を基準として、共済規程で定める期間
継 続 申 込 特 約 (法第136条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・4年間の契約を1セットとする加入方式で、2年目以降の契約は自動継続。 ・掛金割増（1年目から10%増）あり。 ・契約割合は30%以上に限定（2、3年目に契約割合の引上げが可能。）。 ・特約全期間が無事故又は特約期間内の支払共済金が僅少の場合には、無事故奨励金（4年目の純共済掛金のうち自己負担相当額）を給付。
共 済 価 額 (法第132条) (規則第75条)	<p>共済価額とは、てん補の際の基準となる最高金額であり、共済目的たる養殖施設又は漁具の共済責任期間開始時の価額をいう。</p> <p>（注）共済責任期間開始時の価額 ただし、6千万円以下、契約割合80%以下</p>
共 済 金 額 (法第131条)	<p>共済金額とは、実際に共済に付される金額であり、共済事故の場合に支払われる最高限度をいう。（共済金額は共済限度額の範囲内で契約者が任意に設定。）</p> <p>（共済金額の設定に係る引受区分ごとの要件）</p> <p>〔養殖施設〕 なし</p> <p>〔定 置 網〕 6千万円又は契約割合80%のいずれか低い額以下</p> <p>〔ま き 網〕 1千万円又は契約割合80%のいずれか低い額以下</p>
支 払 共 済 金 (法第135条) (規則第76条)	<p>（支払に関する特約がない場合）</p> <p>共済価額×現有率×契約割合</p> <p>（注）現有率とは、共済責任期間開始時における共済目的たる養殖施設又は漁具の価額に対する損害発生時における当該養殖施設又は漁具の価額の割合（＝通常に供用した場合の減価控除率）をいう。</p>
支 払 責 任 分 担 割 合 (法第140条) (令第22条の2)	再共済：共済契約ごとに共済金額について組合10%、連合会90%の比例分担。 （比例再保険方式）

(法第147条の5) (令第22条の7) (告示第1519号)	保 険：契約年度ごと保険区分ごとに連合会の再共済金額の合計額が一定の額 (連合会責任再共済金額(保険区分ごとに連合会保有純再共済掛金の1. 20)) を超える部分の金額の93%を政府が負担。(年度別保険区分別 総額超過損害比例再保険方式)
純 共 済 掛 金 (法第133条) (告示第1509号)	共済金額×基準共済掛金率(漁業施設の種類、供用時期別の共済区分ごとに設定)
純 再 共 済 掛 金 (法第141条)	純共済掛金×純再共済掛金率
保 險 料 (法第147条の6) (告示第1523号)	純再共済掛金×保険料率(11.0%)
共済掛金国庫補助 (法第195条) (令第24条) (告示第1539号)	漁業施設の種類、施設の規模等別の補助区分ごとに定率補助(一定の要件を満た す場合に限る) 補助限度率 47/100~75/100 補 助 率(義務加入) 1/4~55/100 (連合加入) 1/8~27.5/100